

## 10.1.7 景 観

### 1. 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観

#### (1) 調査結果の概要

##### ① 主要な眺望点及び景観資源の状況

##### a. 文献その他の資料調査

##### (a) 調査地域

「自然との触れ合い分野の環境影響評価技術（Ⅱ） 調査・予測の進め方について～資料編～」(環境省 自然との触れ合い分野の環境影響評価技術検討会中間報告、平成 12 年)に掲載されている、「垂直視角と送電鉄塔の見え方」によれば、「垂直見込角が 1～2° を超えると景観的に気になり出す可能性がある」とされていることから、風力発電機の可視領域及び垂直視野角 1 度以上で視認される可能性がある範囲を踏まえ、主要な眺望点の調査地域を図 10.1.7-1 のとおりとした。また、景観資源の調査地域も同様に、図 10.1.7-2 のとおりとした。

なお、垂直視野角 1 度以上で視認される可能性のある範囲は、風力発電機（地上高さ：195.5m）から約 11.3km である。

##### (b) 調査方法

「第 3 章 3.1.6 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況 1. 景観の状況」に記載のとおり、文献その他の資料による情報収集並びに当該情報の整理を行った。

##### (c) 調査結果

主要な眺望点及び景観資源の調査結果は、「第 3 章 3.1.6 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況 1. 景観の状況」のとおりである。

主要な眺望点については、第 3 章で選定した地点のほか、住民が日常的に眺望する場所及び、準備書に対する意見を踏まえ、計 24 地点を設定した。

主要な眺望点の設定根拠は表 10.1.7-1 のとおり、その位置は図 10.1.7-1 のとおりである。

表 10.1.7-1 景観調査地点

番号	調査地点	設定根拠
①	鏡山	風力発電機が垂直視野角 1 度以上で視認される可能性のある範囲内において、不特定かつ多数の利用がある地点を主要な眺望点として設定した。
②	高尾山公園展望台	
③	岸岳城跡	
④	作礼山	
⑤	大野岳	
⑥	大平山公園	
⑦	道の駅伊万里「ふるさと村」	
⑧	蕨野の棚田	
⑨	八幡岳	
⑩	山本地区	風力発電機が垂直視野角 1 度以上で視認される可能性のある範囲内において、住宅等の存在する地区（生活環境の場）を主要な眺望点として設定した。
⑪	北波多地区	
⑫	重橋地区	
⑬	高瀬地区	
⑭	伊岐佐地区	
⑮	佐里地区	
⑯	立川地区	
⑰	大川野地区	
⑱	大浦の棚田	計画変更に伴い、風力発電機が垂直視野角 1 度以上で視認される可能性のある範囲内において、不特定かつ多数の利用がある地点を主要な眺望点として設定した。
⑲	唐津城	準備書に対する意見により主要な眺望点として設定した。
⑳	松浦大橋	
㉑	松浦川沿いの遊歩道	
㉒	佐里上公民館	
㉓	駒鳴公民館	
㉔	水留公民館	

b. 対象事業実施区域の可視領域の検討

(a) 検討方法

主要な眺望点の周囲について、メッシュ標高データを用いた数値地形モデルによるコンピュータ解析を行い、風力発電機（地上高さ：195.5m）が視認される可能性のある領域を可視領域とした。なお、可視領域の解析では標高（地形）のみを考慮しており、木々や人工構造物による遮蔽は考慮していない。

(b) 検討結果

風力発電機の可視領域は図 10.1.7-1 のとおりである。

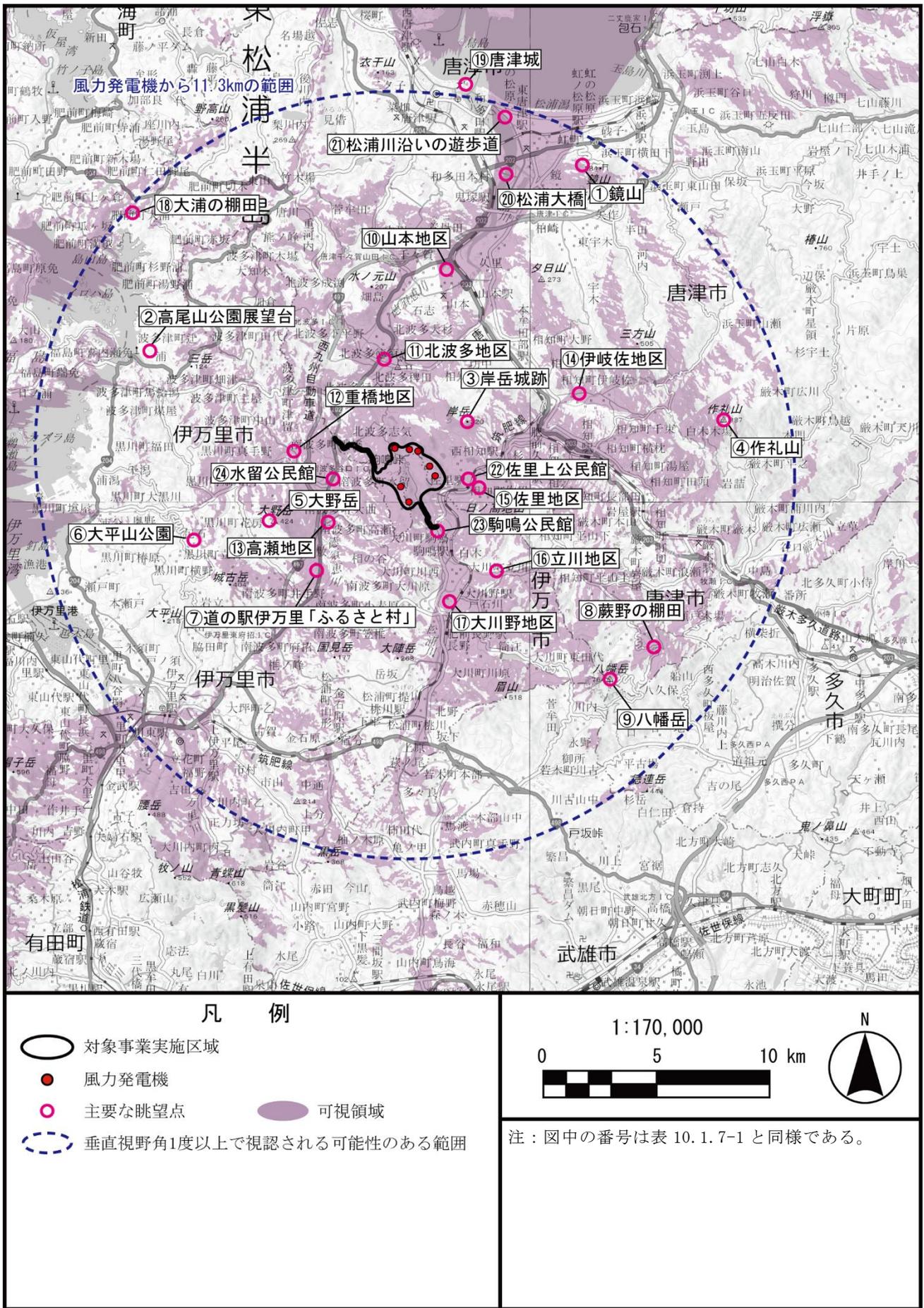


図 10.1.7-1 対象事業実施区域及びその周囲の主要な眺望点及び可視領域

## ② 主要な眺望景観の状況

### a. 文献その他の資料調査

#### (a) 調査地域

調査地域は風力発電機の可視領域及び垂直視野角 1 度以上で視認される可能性のある約 11.3km の範囲を踏まえ、図 10.1.7-1 のとおりとした。

#### (b) 調査期間

入手可能な最新の資料とした。

#### (c) 調査方法

「第 3 章 3.1.6 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況 1. 景観の状況」及び「①主要な眺望点及び景観資源の状況」の調査結果から主要な眺望景観を抽出し、主要な眺望点と景観資源との位置関係や現地調査において展望を得られた方向、風力発電機からの距離を確認し、当該情報の整理及び解析を行った。

#### (d) 調査結果

主要な眺望点及び景観資源の位置を示した主要な眺望景観（主要な眺望点から景観資源を眺望する景観）の状況は、図 10.1.7-2 のとおりである。

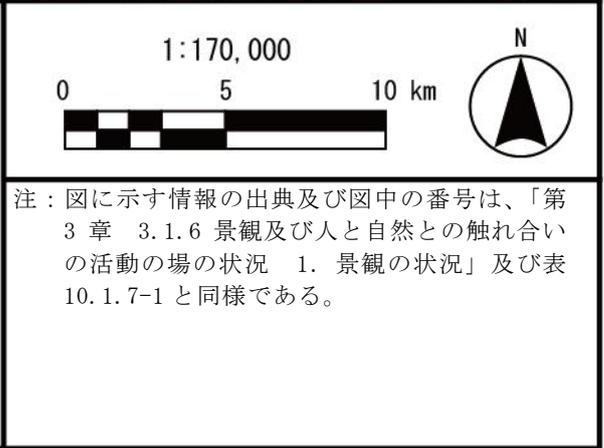
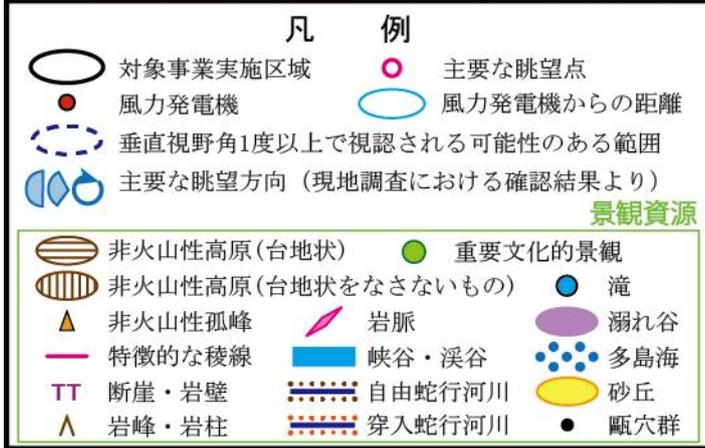
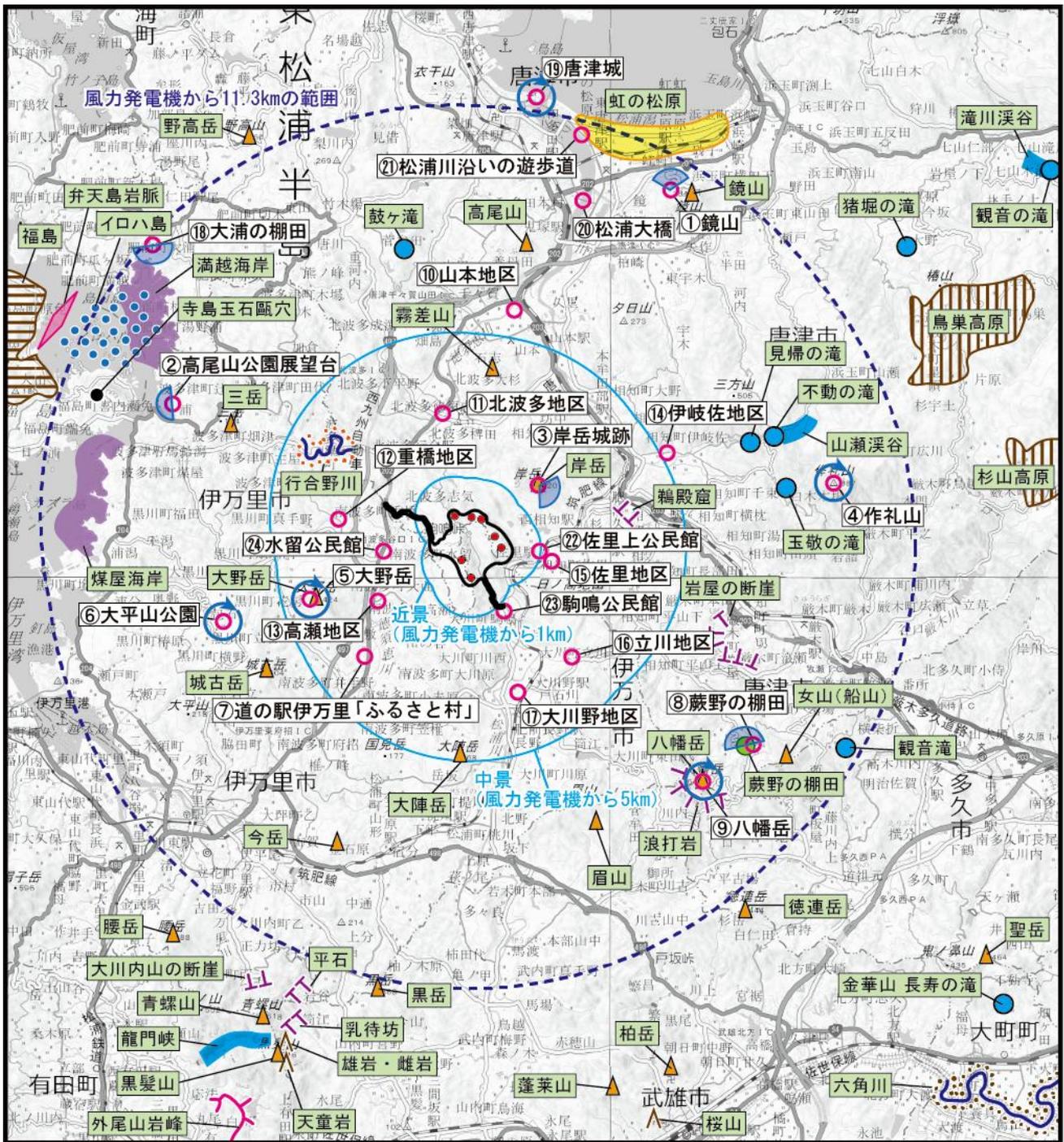


図 10.1.7-2 主要な眺望景観

## b. 現地調査

### (a) 調査地域

調査地域は将来の風力発電機の可視領域及び垂直視野角 1 度以上で視認される可能性のある約 11.3km の範囲を踏まえ、図 10.1.7-1 のとおりとした。

### (b) 調査地点

調査地点は図 10.1.7-2 のとおり、主要な眺望点 24 地点とした。

### (c) 調査期間

調査期間は表 10.1.7-2 のとおりである。

### (d) 調査方法

現地踏査による写真撮影及び目視確認による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析を行った。現地調査において確認した眺望方向は図 10.1.7-2 のとおりである。

### (e) 調査結果

現地の目視確認の結果は表 10.1.7-2 のとおりであり、主要な眺望景観の状況は図 10.1.7-3 の上段【現状】のとおりである。

表 10.1.7-2(1) 調査日及び現地の目視確認の結果

番号	主要な眺望点	距離区分・方向	調査日	風力発電機の視認性 (現地の目視確認の結果)
①	鏡山	遠景 北北東	令和 4 年 7 月 1 日	山頂に位置する展望デッキから撮影。視認される可能性がある。
②	高尾山公園展望台	遠景 西北西	平成 30 年 11 月 25 日	山頂に位置する展望台から撮影。視認されない可能性がある。
③	岸岳城跡	中景 北東	令和元年 6 月 23 日	公的 HP で紹介されている物見台からは事業地方向が視認されないため、事業地方向を眺望可能な姫落としから撮影。視認されない可能性がある。
④	作礼山	遠景 東北東	令和元年 6 月 24 日	山頂からは事業地方向が視認されないため、事業地方向を眺望可能な東峰から撮影。視認される可能性がある。
⑤	大野岳	中景 西南西	平成 30 年 11 月 24 日	山頂から撮影。視認される可能性がある。
⑥	大平山公園	遠景 西南西	平成 30 年 11 月 24 日	山頂の展望デッキから撮影。視認される可能性がある。
⑦	道の駅伊万里 「ふるさと村」	中景 南西	平成 30 年 11 月 24 日	道の駅の駐車場から撮影。視認される可能性がある。
⑧	蕨野の棚田	遠景 南東	平成 30 年 11 月 23 日	棚田を見下ろす大平展望所から撮影。視認される可能性がある。
⑨	八幡岳	遠景 南南東	令和元年 6 月 23 日	山頂からは事業地方向が視認されないため、事業地方向を眺望可能な東峰の展望所から撮影。視認される可能性がある。
⑩	山本地区	遠景 北北東	令和 4 年 3 月 5 日	鬼塚公民館前から撮影。視認される可能性がある。

注：1. 番号は図 10.1.7-1 に対応している。

2. 「景観工学」（日本まちづくり協会編、平成 13 年）の区分を参考に、近景は約 1km 以内、中景は約 1～5km、遠景は約 5km 以上とした。

3. 方向は最寄りの風力発電機から見た眺望点の方向を示す。

表 10.1.7-2(2) 調査日及び現地を目視確認の結果

番号	主要な眺望点	距離区分 ・方向	調査日	風力発電機の視認性 (現地を目視確認の結果)
⑪	北波多地区	中景 北	令和4年3月6日	北波多公民館前から撮影。視認される可能性がある。
⑫	重橋地区	中景 西北西	令和4年3月6日	重橋公民館前から撮影。視認される可能性がある。
⑬	高瀬地区	中景 西南西	令和4年3月6日	高瀬公民館前から撮影。視認される可能性がある。
⑭	伊岐佐地区	遠景 北北東	平成30年11月21日	伊岐佐下公民館前から撮影。視認される可能性がある。
⑮	佐里地区	中景 東南東	令和4年3月5日	佐里地区公民館前から撮影。視認される可能性がある。
⑯	立川地区	中景 南西	令和4年7月1日	立川公民館前から撮影。視認されない可能性がある。
⑰	大川野地区	中景 南南東	令和4年3月6日	大川コミュニティセンター前から撮影。視認される可能性がある。
⑱	大浦の棚田	遠景 北西	令和6年9月27日	展望台から撮影。視認される可能性がある。
⑲	唐津城	遠景 北北東	令和6年11月19日	唐津城5階展望フロアから撮影。視認されない可能性がある。
⑳	松浦大橋	遠景 北北東	令和6年11月19日	松浦大橋から撮影。視認される可能性がある。
㉑	松浦川沿いの遊歩道	遠景 北北東	令和6年11月19日	松浦川沿いの遊歩道から撮影。視認される可能性がある。
㉒	佐里上公民館	近景 東	令和6年9月27日	佐里上公民館の駐車場から撮影。視認される可能性がある。
㉓	駒鳴公民館	中景 南	令和4年3月12日	駒鳴公民館正面からは事業地方向が視認されないため、事業地方向を眺望可能な駒鳴公民館裏から撮影。視認される可能性がある。
㉔	水留公民館	中景 西	令和6年9月27日	水留公民館前から撮影。視認される可能性がある。

注：1. 番号は図 10.1.7-1 に対応している。

2. 「景観工学」（日本まちづくり協会編、平成13年）の区分を参考に、近景は約1km以内、中景は約1～5km、遠景は約5km以上とした。
3. 方向は最寄りの風力発電機から見た眺望点の方向を示す。

## (2) 予測及び評価の結果

### ① 土地又は工作物の存在及び供用

#### a. 地形改変及び施設の存在

##### (a) 環境保全措置

地形改変及び施設の存在に伴う主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響を低減するため、以下の環境保全措置を講じる。

- ・ 風力発電機は、周囲の環境になじみやすいような環境融和色（グレー系）に塗装する。
- ・ 主要な眺望点の主眺望方向及び主眺望対象を考慮した、風力発電機の配置とした。
- ・ 地形及び樹木等による遮蔽状況を考慮した風力発電機の配置とした。
- ・ 付帯する送電線については可能な限り埋設とする。
- ・ 周囲の地形を活用することで、改変面積及び伐採面積を可能な限り低減するとともに、造成により生じた切盛法面は適切に緑化を行い、植生の早期回復に努め、修景を図る。

##### (b) 予 測

#### ア. 予測地域

対象事業実施区域及びその周囲とした。

#### イ. 予測地点

図 10. 1. 7-2 のとおり、主要な眺望点 24 地点とした。

#### ウ. 予測対象時期等

すべての風力発電機が完成した時期とした。

#### エ. 予測手法

##### (ア) 主要な眺望点及び景観資源の状況

主要な眺望点及び景観資源の位置と対象事業実施区域を重ねることにより影響の有無を予測した。

##### (イ) 主要な眺望景観の状況

主要な眺望点から撮影した現況の眺望景観の写真に、将来の風力発電機の完成予想図を合成するフォトモンタージュ法により、風力発電機の見え方や風力発電機と景観資源の位置関係など、眺望の変化の程度を視覚的表現によって予測した。

#### オ. 予測結果

##### (ア) 主要な眺望点及び景観資源の状況

主要な眺望点及び景観資源はいずれも対象事業実施区域外であるため、事業の実施による直接的な改変の及ぶ区域とは重複しない。

##### (イ) 主要な眺望景観の状況

主要な眺望景観の変化の状況は図 10. 1. 7-3 の下段【完成後】のとおりであり、風力発電機の視認状況の予測結果は表 10. 1. 7-3 のとおりである。

なお、主要な眺望景観の変化の状況は水平画角 60 度で図示した。

【現状】



【完成後】



風力発電機が位置する範囲

※図中の赤枠は「風力発電機が視認出来る範囲」を図示し、付随する値は水平の広がりを示す。

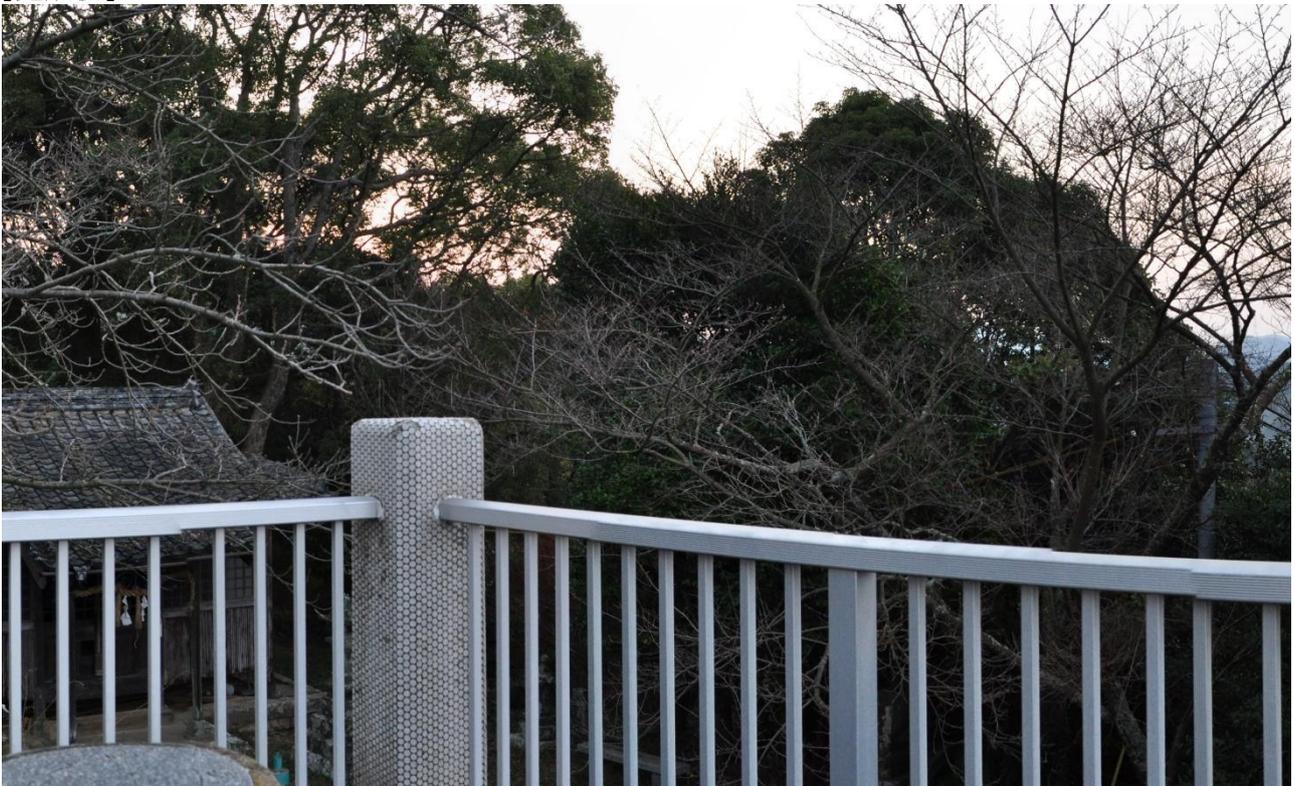
図 10.1.7-3(1) フォトモンタージュによる主要な眺望景観の予測結果

(①鏡山)

【現状】



【完成後】



風力発電機が位置する範囲

図 10.1.7-3(2) フォトモンタージュによる主要な眺望景観の予測結果  
(②高尾山公園展望台) <不可視>

【現状】



【完成後】



← 風力発電機が位置する範囲 →

図 10.1.7-3(3) フォトモンタージュによる主要な眺望景観の予測結果  
(③岸岳城跡) <不可視>

【現状】



【完成後】



風力発電機が位置する範囲

※図中の赤枠は「風力発電機が視認出来る範囲」を図示し、付随する値は水平の広がりを示す。

図 10.1.7-3(4) フォトモンタージュによる主要な眺望景観の予測結果

(④作礼山)

【現状】



【完成後】



※図中の赤枠は「風力発電機が視認出来る範囲」を図示し、付随する値は水平の広がりを示す。

図 10.1.7-3(5) フォトモンタージュによる主要な眺望景観の予測結果  
(⑤大野岳)

【現状】



【完成後】



風力発電機が位置する範囲

※図中の赤枠は「風力発電機が視認出来る範囲」を図示し、付随する値は水平の広がりを示す。

図 10.1.7-3(6) フォトモンタージュによる主要な眺望景観の予測結果

(⑥大平山公園)

【現状】



【完成後】



風力発電機が位置する範囲

※図中の赤枠は「風力発電機が視認出来る範囲」を図示し、付随する値は水平の広がりを示す。

図 10.1.7-3(7) フォトモンタージュによる主要な眺望景観の予測結果  
(⑦道の駅伊万里「ふるさと村」)

【現状】



【完成後】



風力発電機が位置する範囲

※図中の赤枠は「風力発電機が視認出来る範囲」を図示し、付随する値は水平の広がりを示す。

図 10.1.7-3(8) フォトモンタージュによる主要な眺望景観の予測結果

(⑧蕨野の棚田)

【現状】



【完成後】



※図中の赤枠は「風力発電機が視認出来る範囲」を図示し、付随する値は水平の広がりを示す。

図 10. 1. 7-3(9) フォトモンタージュによる主要な眺望景観の予測結果  
(⑨八幡岳)

【現状】



【完成後】



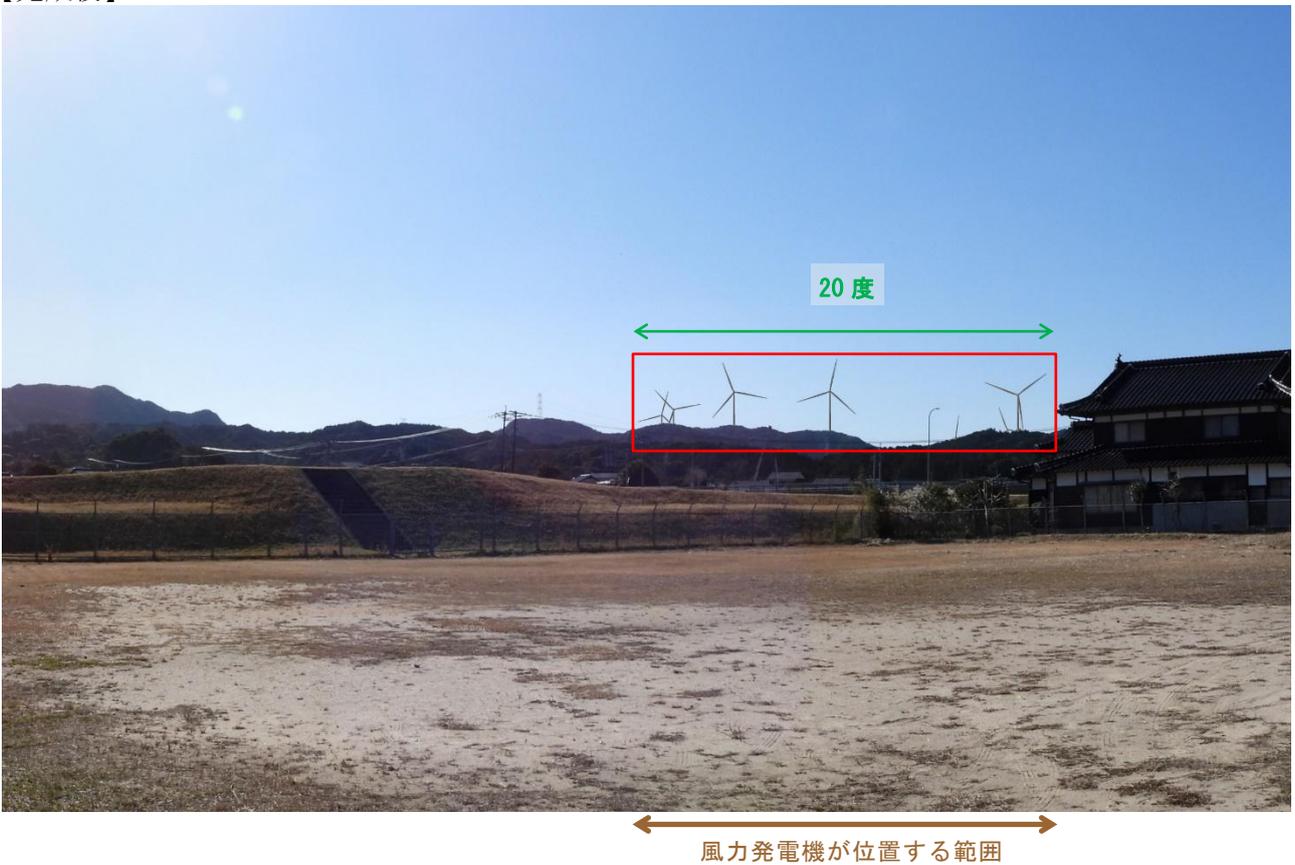
※図中の赤枠は「風力発電機が視認出来る範囲」を図示し、付随する値は水平の広がりを示す。

図 10. 1. 7-3 (10) フォトモンタージュによる主要な眺望景観の予測結果  
(⑩山本地区)

【現状】



【完成後】



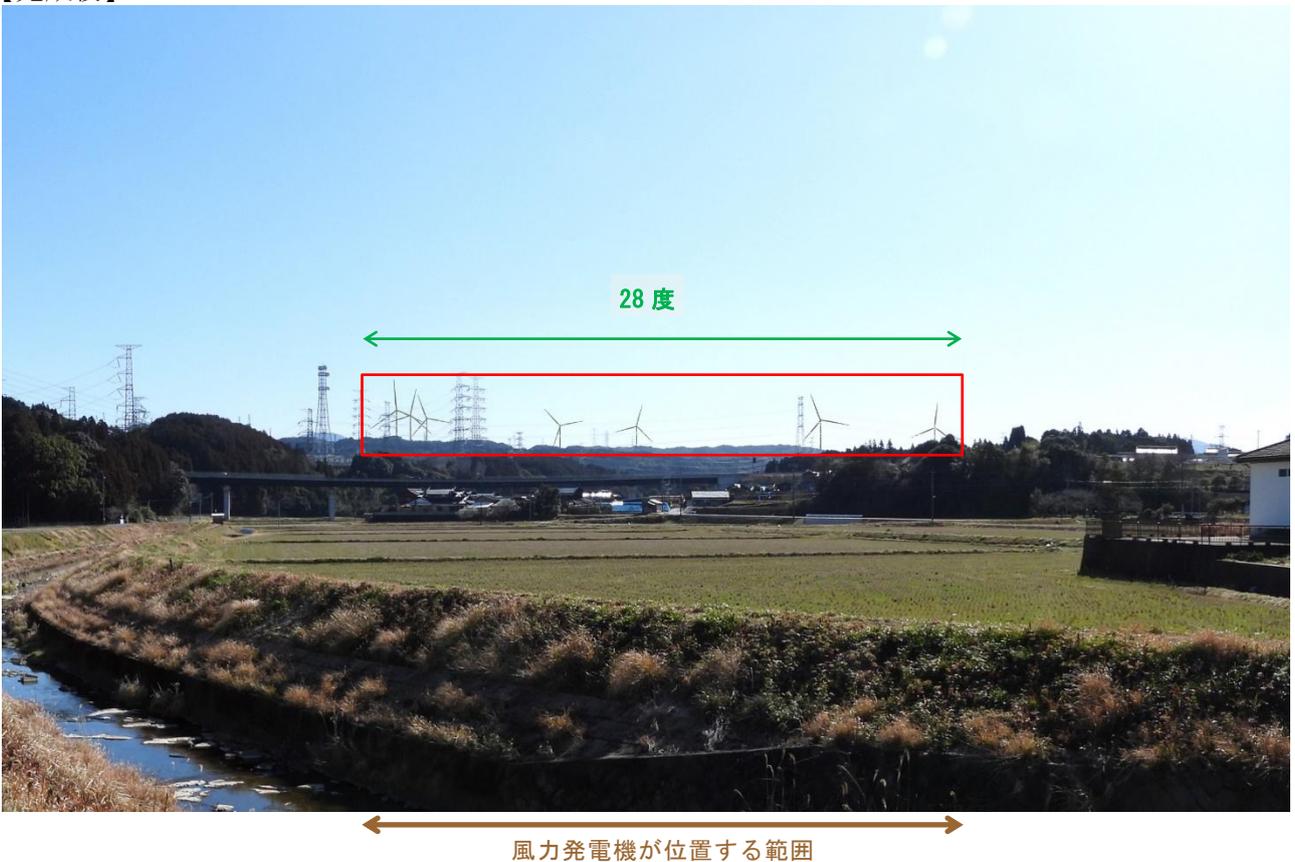
※図中の赤枠は「風力発電機が視認出来る範囲」を図示し、付随する値は水平の広がりを示す。

図 10. 1. 7-3(11) フォトモンタージュによる主要な眺望景観の予測結果  
(⑪北波多地区)

【現状】



【完成後】



※図中の赤枠は「風力発電機が視認出来る範囲」を図示し、付随する値は水平の広がりを示す。

図 10. 1. 7-3(12) フォトモンタージュによる主要な眺望景観の予測結果  
(⑫重橋地区)

【現状】



【完成後】



風力発電機が位置する範囲

※図中の赤枠は「風力発電機が視認出来る範囲」を図示し、付随する値は水平の広がりを示す。

図 10. 1. 7-3 (13) フォトモンタージュによる主要な眺望景観の予測結果  
(⑬高瀬地区)

【現状】



【完成後】



風力発電機が位置する範囲

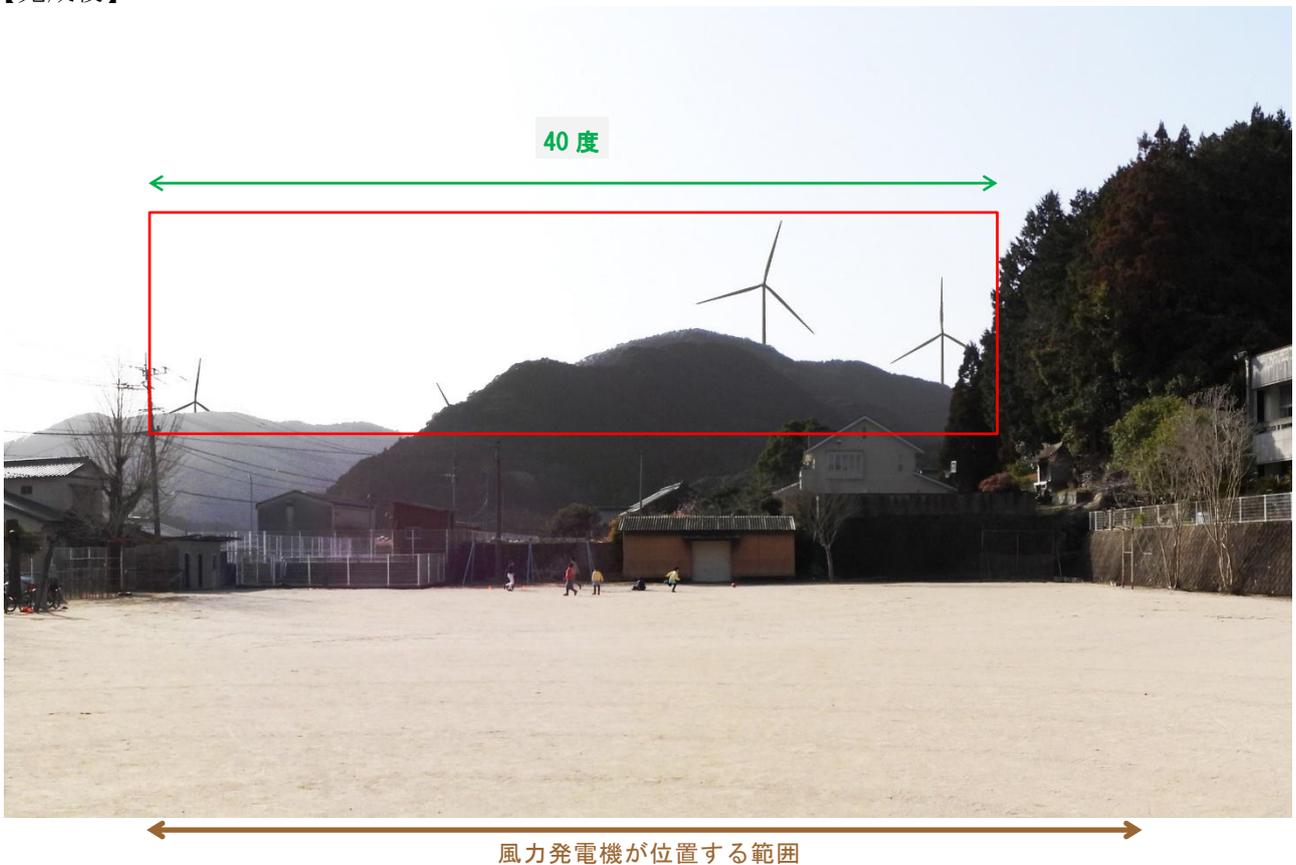
※図中の赤枠は「風力発電機が視認出来る範囲」を図示し、付随する値は水平の広がりを示す。

図 10.1.7-3(14) フォトモンタージュによる主要な眺望景観の予測結果  
(⑭伊岐佐地区)

【現状】



【完成後】



※図中の赤枠は「風力発電機が視認出来る範囲」を図示し、付随する値は水平の広がりを示す。

図 10. 1. 7-3 (15) フォトモンタージュによる主要な眺望景観の予測結果  
(⑮佐里地区)

【現状】



【完成後】



風力発電機が位置する範囲

図 10.1.7-3(16) フォトモンタージュによる主要な眺望景観の予測結果  
(⑩立川地区) <不可視>

【現状】



【完成後】



風力発電機が位置する範囲

※図中の赤枠は「風力発電機が視認出来る範囲」を図示し、付随する値は水平の広がりを示す。

図 10. 1. 7-3 (17) フォトモンタージュによる主要な眺望景観の予測結果  
(⑩大川野地区)

【現状】



【完成後】



風力発電機が位置する範囲

※図中の赤枠は「風力発電機が視認出来る範囲」を図示し、付随する値は水平の広がりを示す。

図 10. 1. 7-3(18) フォトモンタージュによる主要な眺望景観の予測結果

(⑩大浦の棚田)

【現状】



【完成後】



風力発電機が位置する範囲

図 10.1.7-3(19) フォトモンタージュによる主要な眺望景観の予測結果  
(⑱唐津城) <不可視>

【現状】



【完成後】



風力発電機が位置する範囲

※図中の赤枠は「風力発電機が視認出来る範囲」を図示し、付随する値は水平の広がりを示す。

図 10. 1. 7-3 (20) フォトモンタージュによる主要な眺望景観の予測結果  
(②松浦大橋)

【現状】



【完成後】



風力発電機が位置する範囲

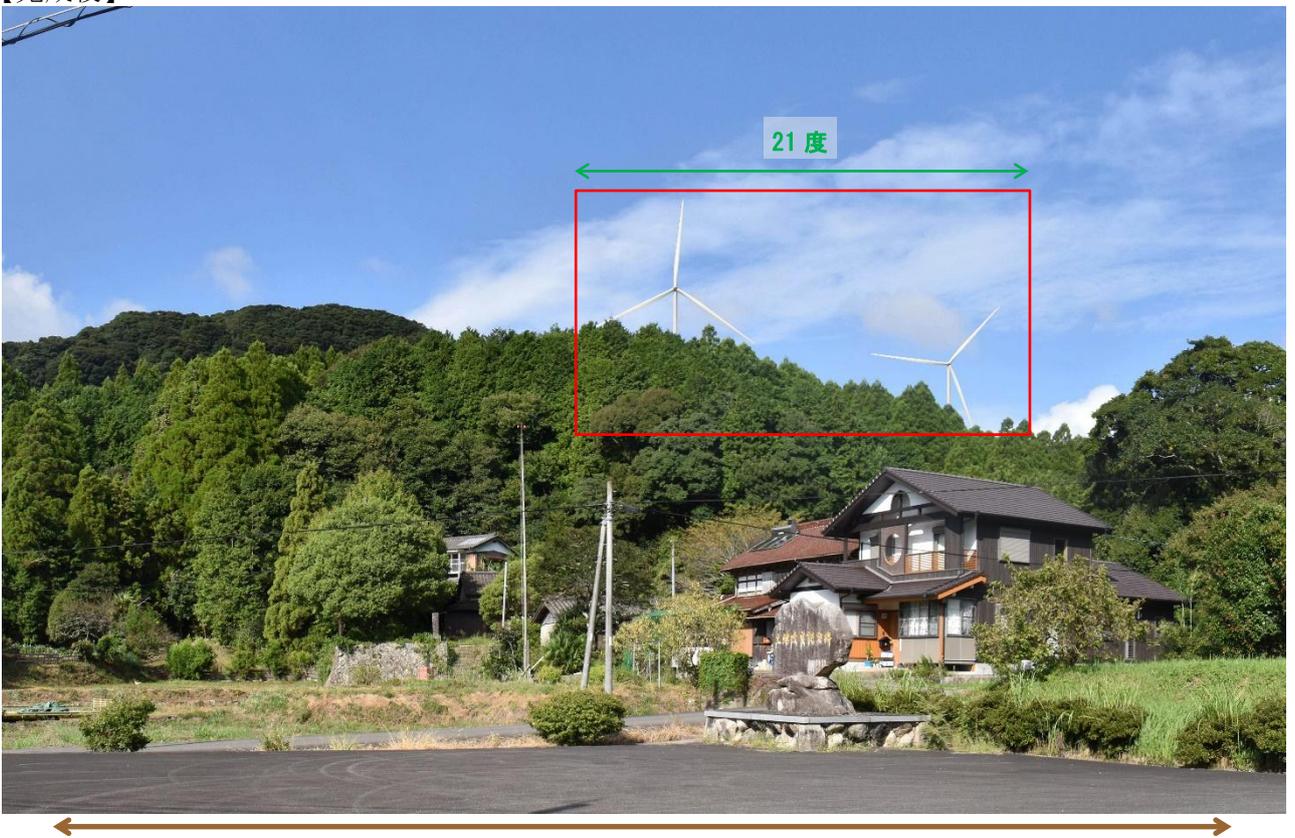
※図中の赤枠は「風力発電機が視認出来る範囲」を図示し、付随する値は水平の広がりを示す。

図 10. 1. 7-3 (21) フォトモンタージュによる主要な眺望景観の予測結果  
(㊴松浦川沿いの遊歩道)

【現状】



【完成後】



風力発電機が位置する範囲

※図中の赤枠は「風力発電機が視認出来る範囲」を図示し、付随する値は水平の広がりを示す。

図 10.1.7-3(22) フォトモンタージュによる主要な眺望景観の予測結果  
(佐里上公民館)

【現状】



【完成後】



風力発電機が位置する範囲

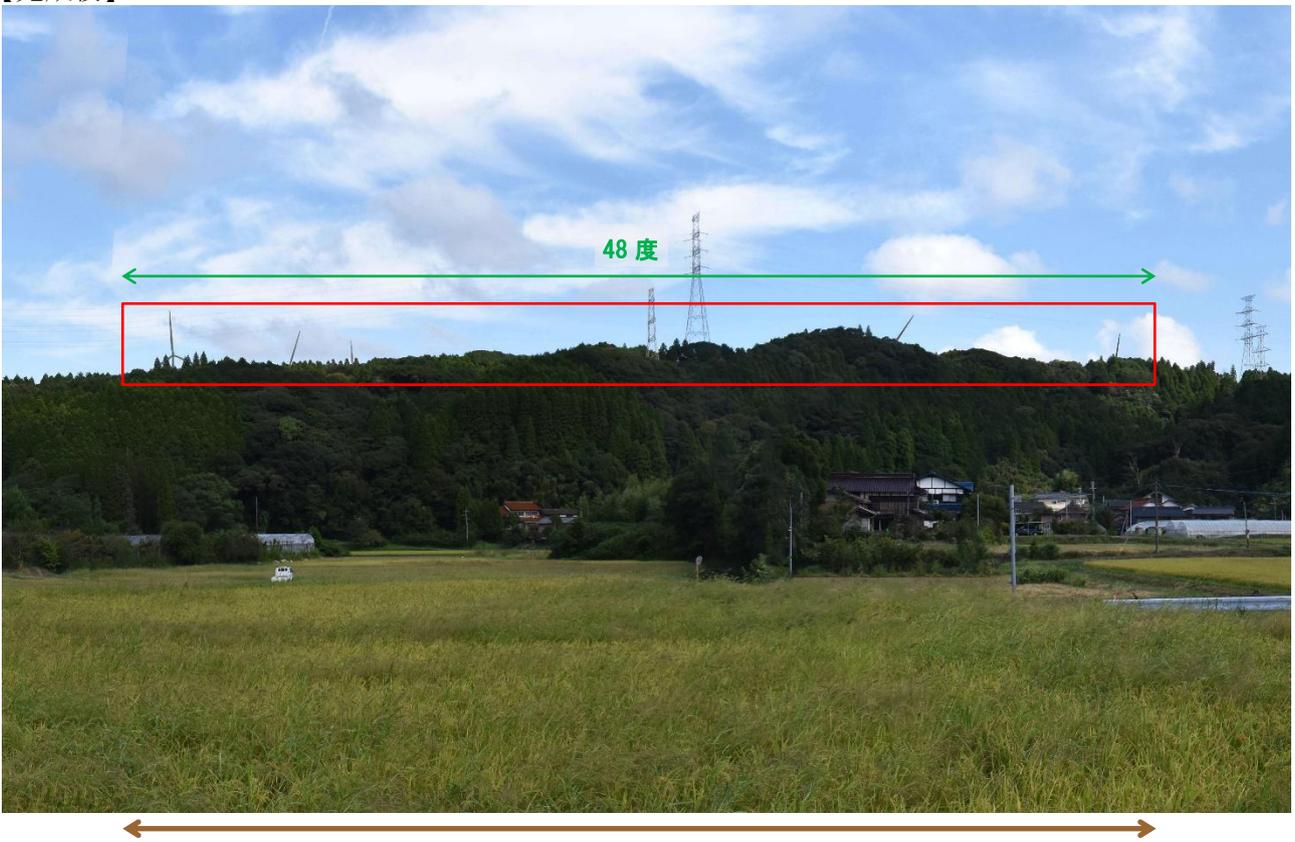
※図中の赤枠は「風力発電機が視認出来る範囲」を図示し、付随する値は水平の広がりを示す。

図 10. 1. 7-3 (23) フォトモンタージュによる主要な眺望景観の予測結果  
(②駒鳴公民館)

【現状】



【完成後】



風力発電機が位置する範囲

※図中の赤枠は「風力発電機が視認出来る範囲」を図示し、付随する値は水平の広がりを示す。

図 10. 1. 7-3 (24) フォトモンタージュによる主要な眺望景観の予測結果  
(②水留公民館)

表 10.1.7-3(1) 風力発電機の視認状況の予測結果

番号	予測地点	最大垂直視野角 (度)	垂直視野角が最大となる風力 発電機との距離(km)	眺望の変化の状況
①	鏡山	1.0	10.5	風力発電機の一部が地形に遮蔽され、垂直視野角は最大 1.0 度であると予測する。写真において景観資源の「霧差山」、「岸岳」、「大野岳」が視認される。
②	高尾山公園展望台	不可視	—	風力発電機が地形に遮蔽され、視認されないと予測する。
③	岸岳城跡	不可視	—	風力発電機が地形に遮蔽され、視認されないと予測する。
④	作礼山	1.0	10.7	風力発電機の一部が地形と植生に遮蔽され、垂直視野角は最大 1.0 度であると予測する。写真において景観資源の「眉山」、「大野岳」が視認される。
⑤	大野岳	2.4	4.5	風力発電機の一部が植生に遮蔽され、垂直視野角は最大 2.4 度であると予測する。写真において景観資源の「女山（船山）」、「岸岳」が視認される。
⑥	大平山公園	1.4	7.3	風力発電機の一部が地形と植生に遮蔽され、垂直視野角は最大 1.4 度であると予測する。写真において景観資源の「女山（船山）」、「岸岳」、「大野岳」が視認される。
⑦	道の駅伊万里 「ふるさと村」	0.4	3.7	風力発電機の一部が地形と植生に遮蔽され、垂直視野角は最大 0.4 度であると予測する。写真において視認される景観資源はない。
⑧	蕨野の棚田	1.3	8.8	風力発電機の一部が地形に遮蔽され、垂直視野角は最大 1.3 度であると予測する。写真において景観資源の「蕨野の棚田」が視認される。
⑨	八幡岳	1.3	8.5	風力発電機の一部が植生に遮蔽され、垂直視野角は最大 1.3 度であると予測する。写真において景観資源の「大野岳」が視認される。
⑩	山本地区	1.2	6.6	風力発電機の一部が地形に遮蔽され、垂直視野角は最大 1.2 度であると予測する。写真において景観資源の「霧差山」、「岸岳」が視認される。
⑪	北波多地区	3.5	2.9	風力発電機の一部が地形に遮蔽され、垂直視野角は最大 3.5 度であると予測する。写真において視認される景観資源はない。
⑫	重橋地区	2.9	3.2	風力発電機の一部が地形と植生、人工物に遮蔽され、垂直視野角は最大 2.9 度であると予測する。写真において視認される景観資源はない。
⑬	高瀬地区	2.8	2.6	風力発電機の一部が地形と植生に遮蔽され、垂直視野角は最大 2.8 度であると予測する。写真において視認される景観資源はない。
⑭	伊岐佐地区	2.1	5.3	風力発電機の一部が地形に遮蔽され、垂直視野角は最大 2.1 度であると予測する。写真において視認される景観資源はない。
⑮	佐里地区	6.6	1.5	風力発電機の一部が地形と植生に遮蔽され、垂直視野角は最大 6.6 度であると予測する。写真において視認される景観資源はない。
⑯	立川地区	不可視	—	風力発電機が地形と植生に遮蔽され、視認されないと予測する。
⑰	大川野地区	2.4	4.1	風力発電機の一部が地形と植生、人工物に遮蔽され、垂直視野角は最大 2.4 度であると予測する。写真において景観資源の「岸岳」が視認される。

注：最大垂直視野角については、手前の地形、植生及び建造物等の遮蔽状況を考慮し算出した。

表 10.1.7-3(2) 風力発電機の視認状況の予測結果

番号	予測地点	最大垂直視野角 (度)	垂直視野角が最大となる風力 発電機との距離(km)	眺望の変化の状況
⑱	大浦の棚田	0.3	12.7	風力発電機の一部が地形と植生に遮蔽され、垂直視野角は最大 0.3 度であると予測する。写真において景観資源の「八幡岳」が視認される。
⑲	唐津城	不可視	—	風力発電機が地形に遮蔽され、視認されないと予測する。
⑳	松浦大橋	1.1	9.3	風力発電機の一部が地形に遮蔽され、垂直視野角は最大 1.1 度であると予測する。写真において景観資源の「岸岳」が視認される。
㉑	松浦川沿いの遊歩道	0.7	11.4	風力発電機の一部が地形に遮蔽され、垂直視野角は最大 0.7 度であると予測する。写真において景観資源の「八幡岳」、「岸岳」、「眉山」、「高尾山」が視認される。
㉒	佐里上公民館	7.5	1.1	風力発電機の一部が地形と植生、人工物に遮蔽され、垂直視野角は最大 7.5 度であると予測する。写真において視認される景観資源はない。
㉓	駒鳴公民館	7.8	1.3	風力発電機の一部が地形と植生、人工物に遮蔽され、垂直視野角は最大 7.8 度であると予測する。写真において視認される景観資源はない。
㉔	水留公民館	3.2	2.2	風力発電機の一部が地形と植生に遮蔽され、垂直視野角は最大 3.2 度であると予測する。写真において視認される景観資源はない。

注：最大垂直視野角については、手前の地形、植生及び建造物等の遮蔽状況を考慮し算出した。

## (c) 評価の結果

### 7. 環境影響の回避、低減に係る評価

地形改変及び施設の存在に伴う主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響を低減するための環境保全措置は、以下のとおりである。

- ・ 風力発電機は、周囲の環境になじみやすいような環境融和色（グレー系）に塗装する。
- ・ 主要な眺望点の主眺望方向及び主眺望対象を考慮した、風力発電機の配置とした。
- ・ 地形及び樹木等による遮蔽状況を考慮した風力発電機の配置とした。
- ・ 付帯する送電線については可能な限り埋設とする。
- ・ 周囲の地形を活用することで、改変面積及び伐採面積を可能な限り低減するとともに、造成により生じた切盛法面は適切に緑化を行い、植生の早期回復に努め、修景を図る。

主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響についての評価の結果は表 10.1.7-4 のとおりである。

上記の環境保全措置を講じることにより、地形改変及び施設の存在に伴う景観への影響は、実行可能な範囲内で低減が図られているものと評価する。

表 10.1.7-4(1) 評価の結果（主要な眺望点及び景観資源の状況）

予測及び評価の項目		影響の有無、程度		該当する主要な眺望点	評価の結果
主要な眺望点への直接的な影響	眺望点の直接改変	あり		(該当なし)	該当する眺望点はないため、影響はない。
		なし		すべての眺望点	改変されないため、影響はない。
景観資源への直接的な影響	景観資源の直接改変	あり		(該当なし)	該当する景観資源はないため、影響はない。
		なし		すべての景観資源	改変されないため、影響はない。

表 10.1.7-4(2) 評価の結果（主要な眺望景観への影響）

予測及び評価の項目	見え方の参考			該当する主要な眺望点	評価の結果
	垂直視野角	鉄塔の見え方の知見	NEDOにおける知見		
主要な眺望景観への影響 風力発電機の視認程度	視認されない	—	—	②高尾山公園展望台 ③岸岳城跡 ⑬立川地区 ⑱唐津城	視認されないため、影響はない。
	垂直視野角：0.3～0.4度	※1 参考資料に見え方が記載されていない。	※2 参考資料に見え方が記載されていない。	⑦道の駅伊万里「ふるさと村」 ⑱大浦の棚田	眺望景観に変化はあるが、風力発電機は周囲の環境になじみやすいような塗装にし、地形及び樹木等による遮蔽状況を考慮した配置としたことにより、実行可能な範囲内で影響の低減が図られている。
	垂直視野角：0.5度	輪郭がやっとわかる。		(該当なし)	「垂直視野角 0.5度」の見え方に該当する眺望点はないため、影響については評価対象とはしない。
	垂直視野角：0.7度	※1 参考資料に見え方が記載されていない。		⑫松浦川沿いの遊歩道	眺望景観に変化はあるが、風力発電機は周囲の環境になじみやすいような塗装にし、地形及び樹木等による遮蔽状況を考慮した配置としたことにより、実行可能な範囲内で影響の低減が図られている。
	垂直視野角：1度	十分見えるけれど、景観的にはほとんど気にならない。		①鏡山 ④作礼山	眺望景観に変化はあるが、風力発電機は周囲の環境になじみやすいような塗装にし、地形及び樹木等による遮蔽状況を考慮した配置としたことにより、実行可能な範囲内で影響の低減が図られている。

※参考 1：「景観対策ガイドライン（案）」（UHV 送電特別委員会環境部会立地分科会、昭和 56 年）による鉄塔の見え方の知見

※参考 2：「国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）」の「環境アセスメント迅速化研究開発事業（既設風力発電施設等における環境影響実態把握 1）」（平成 29 年）

表 10.1.7-4(3) 評価の結果（主要な眺望景観への影響）

予測及び 評価の項目	見え方の参考			該当する主要な眺望点	評価の結果
	垂直視野角	鉄塔の見え方の知見	NEDOにおける知見		
主要な眺望景観への影響 風力発電機の視認程度	垂直視野角：1.1～1.4度	※1 参考資料に見え方が記載されていない。	※2 参考資料に見え方が記載されていない。	⑥大平山公園 ⑧蕨野の棚田 ⑨八幡岳 ⑩山本地区 ⑳松浦大橋	眺望景観に変化はあるが、風力発電機は周囲の環境になじみやすいような塗装にし、地形及び樹木等による遮蔽状況を考慮した配置としたことにより、実行可能な範囲内で影響の低減が図られている。
	垂直視野角：1.5～2度	シルエットになっている場合にはよく見え、場合によっては景観的に気になり出す。シルエットにならず、さらに環境融和塗色がされている場合には、ほとんど気にならない。光線の加減によっては見えないこともある。	約1.5度までは、（風力発電機は見えるが）気にならない。	（該当なし）	「垂直視野角 1.5～2度」の見え方に該当する眺望点はないため、影響については評価対象とはしない。
	垂直視野角：2.1～2.9度	※1 参考資料に見え方が記載されていない。	※2 参考資料に見え方が記載されていない。	⑤大野岳 ⑫重橋地区 ⑬高瀬地区 ⑭伊岐佐地区 ⑰大川野地区	眺望景観に変化はあるが、風力発電機は周囲の環境になじみやすいような塗装にし、地形及び樹木等による遮蔽状況を考慮した配置としたことにより、実行可能な範囲内で影響の低減が図られている。
	垂直視野角：3度	比較的細部までよく見えるようになり、気になる。圧迫感は受けない。	※2 参考資料に見え方が記載されていない。	（該当なし）	「垂直視野角 3.0度」の見え方に該当する眺望点はないため、影響については評価対象とはしない。
	垂直視野角：3.2～3.5度	※1 参考資料に見え方が記載されていない。		⑪北波多地区 ⑱水留公民館	眺望景観に変化はあるが、風力発電機は周囲の環境になじみやすいような塗装にし、地形及び樹木等による遮蔽状況を考慮した配置としたことにより、実行可能な範囲内で影響の低減が図られている。
	垂直視野角：4.0度	※1 参考資料に見え方が記載されていない。	負の意味で風力発電機を気にするようになる。	（該当なし）	「垂直視野角 4.0度」及び「垂直視野角 5～6度」の見え方に該当する眺望点はないため、影響については評価対象とはしない。
	垂直視野角：5～6度	やや大きく見え、景観的にも大きな影響がある（構図を乱す）。圧迫感はあまり受けない（上限か）。	※2 参考資料に見え方が記載されていない。		

※参考1：「景観対策ガイドライン（案）」（UHV送電特別委員会環境部会立地分科会、昭和56年）による鉄塔の見え方の知見

※参考2：「国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）」の「環境アセスメント迅速化研究開発事業（既設風力発電施設等における環境影響実態把握1）」（平成29年）

表 10.1.7-4(4) 評価の結果（主要な眺望景観への影響）

予測及び評価の項目		影響の有無、程度			該当する主要な眺望点	評価の結果
主要な眺望景観への影響	風力発電機の視認程度	垂直視野角	鉄塔の見え方の知見	NEDOにおける知見		
		垂直視野角：6.6～7.8度	※1 参考資料に見え方が記載されていない。	※2 参考資料に見え方が記載されていない。	①佐里地区 ②佐里上公民館 ③駒鳴公民館	眺望景観に変化はあるが、樹木や地形で遮蔽される風力発電機を多くしたことにより、圧迫感が生じる見え方を可能な限り避け、さらに、風力発電機は周囲の環境になじみやすいような塗装にしたことにより、実行可能な範囲内で影響の低減が図られている。
		垂直視野角：8.0度	※1 参考資料に見え方が記載されていない。	風力発電機に対して圧迫感を覚えるようになる。	(該当なし)	「垂直視野角 8.0度」、「垂直視野角 10～12度」及び「垂直視野角 20度」の見え方に該当する眺望点はないため、影響については評価対象とはしない。
		垂直視野角：10～12度	眼いっぱい大きくなり、圧迫感を受けるようになる。平坦などところでは垂直方向の景観要素としては際立った存在になり、周囲の景観とは調和しえない。	※2 参考資料に見え方が記載されていない。		
		垂直視野角：20度	見上げるような仰角になり、圧迫感も強くなる。			

※参考1：「景観対策ガイドライン（案）」（UHV送電特別委員会環境部会立地分科会、昭和56年）による鉄塔の見え方の知見

※参考2：「国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）」の「環境アセスメント迅速化研究開発事業（既設風力発電施設等における環境影響実態把握1）」（平成29年）

表 10.1.7-4(5) 主要な眺望景観への影響（景観資源と風力発電機との位置関係）

予測及び評価の項目	景観資源の見え方	該当する景観資源	評価の結果
主要な眺望景観への影響	景観資源と風力発電機との位置関係	主要な眺望点より対象事業実施区域方向を見た場合に、景観資源が本事業の風力発電機と同時に視認される。	・女山（船山） ・八幡岳 ・眉山 ・高尾山 ・霧差山 ・岸岳 ・大野岳 ・蕨野の棚田 風力発電機を、周囲の環境になじみやすいような環境融和色（グレー系）とし、樹木の伐採を限定し、改変面積を最小化するとともに造成により生じた切盛法面は適切に緑化を行うことにより修景を図る等の環境保全措置を講じることにより、実行可能な範囲内で影響の低減が図られている。
		主要な眺望点より対象事業実施区域方向を見た場合に、視認できない。	上記以外の景観資源 視認されないため、影響はない。

#### イ. 国又は地方公共団体による基準又は目標との整合性の検討

佐賀県では、「佐賀県美しい景観づくり基本方針」を、平成17年3月に定めている。

また、基本方針に基づき平成19年3月に、「佐賀県美しい景観づくり基本計画」を策定している。対象事業実施区域の位置する唐津市は、平成18年1月6日に景観行政団体となり、「唐津市景観計画」（平成20年1月31日）を策定し、市全域が景観計画区域に指定されている。

「唐津市景観計画」では、市域全域の良好な景観形成のための行為制限としては、『本市全体の景観に大きな影響を与えると考えられる大規模な建築物または工作物等の形態意匠などは、地域の景観との調和に配慮したものとする。なお、市域全域（重点区域を除く）の良好な景観の形成のための届出対象行為及びその基準については、今後、市民、事業者、関係機関との合意形成を図り、速やかに景観計画に定めるものとする。』としている。本事業においては、風力発電機を周囲の環境になじみやすいような環境融和色（グレー系）とし、地域の景観との調和に配慮した計画としていることから、「唐津市景観計画」の考え方に整合していると評価する。

景観計画区域の景観形成基準は、現時点で定められていないものの、「蕨野の棚田地区」を重点区域とし、重点区域の景観形成基準が定められており、参考として表10.1.7-5に示す。

本事業の風力発電機は、重点区域に建設しないが、主要な眺望点である「⑧蕨野の棚田」が「蕨野の棚田地区」に位置することから、景観計画との整合性を検討する。

本事業においては、風力発電機が蕨野の棚田へ介在せず、背後に位置しないよう配慮し、風力発電機の塗装については、風力発電機を周囲の環境になじみやすいような環境融和色（グレー系）とすることから、「佐賀県美しい景観づくり基本方針」及び「唐津市景観計画」の考え方に整合していると評価する。

表 10.1.7-5 蕨野の棚田地区における行為基準（唐津市景観計画より抜粋）〔参考〕

項目		基準
建築物・工作物	基本的事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の景観に調和し、地域の景観的特長の増進に資する配置や形態、素材、意匠、工法、色彩によるものとする。</li> <li>まち並みが形成されている地域における場合には、まち並みとの調和及び連続性に配慮した配置及び形態・意匠、色彩とするよう努める。</li> <li>眺望点からの眺望に配慮したものであると同時に、背後の景観への眺望を極度に妨げないものとする。</li> </ul>
	配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存の地形・樹木その他景観的特長を活かした配置に努める。</li> <li>良好な沿道景観を形成するため、道路から後退しオープンスペースの確保に努める。</li> <li>作業小屋等は、景観への影響が大きな位置を避けて設置するよう努める。</li> </ul>
	形態	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物・工作物の規模が大きく、巨大な壁面を生じる場合には、適度な分節、分棟を行うことにより、景観に与える威圧感の軽減に努める。</li> <li>作業小屋等は、景観への影響が少ない高さとするよう努める。</li> </ul>
	素材	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の景観に調和し、かつ長期間にわたって良好な景観を維持できるよう、耐久性及び耐候性に優れた材料を用いるよう努める。</li> </ul>
	意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の景観に調和し、全体的に統一感のある意匠とするよう努める。また、同一敷地内の複数の建築物等についても、景観上の共通性、類似性を取り込んだまとまりのあるものとするよう努める。</li> </ul>
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の景観及び既存のまち並みに配慮した色彩とし、突出した印象の色彩や不調和な色彩を避け、落ち着いた色を用いるよう努める。</li> </ul>
	外構・設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>外構は、地域の景観との調和に配慮し、必要な緑化に努める。</li> <li>柵・塀などを設ける場合には、建築物本体と調和するように形態や色彩を工夫し、地域の景観になじむように配慮する。</li> <li>付帯施設である給水室、電気室、ごみ置場、倉庫などは、地域の景観に調和するように形態や色彩を工夫し、緑化などによる修景に配慮する。</li> </ul>
	屋外駐車場等	<ul style="list-style-type: none"> <li>その位置、デザインに配慮するとともに、積極的な緑化に努めること。</li> </ul>
	植栽	<ul style="list-style-type: none"> <li>周辺の樹木との調和が得られる樹種とすること。</li> </ul>
開発行為	<ul style="list-style-type: none"> <li>開発後の土地の地形や地勢が、周辺の景観になじむよう配慮する。</li> <li>眺望点からの眺望に配慮したものであること。</li> <li>造成は必要最小限のものとし、既存の地形や地勢と著しく変更されるものでないこと。</li> <li>既存の地形・樹木などの自然条件を活かした造成とし、景観上の違和感を生じさせる様態を避ける。</li> <li>稜線や、行為の結果生じる法面前面及び頂部などの眺望景観上重要な部分においては、既存の地形や地勢、樹木の保全に努める。</li> <li>生じた法面などに関しては、緑化、素材の工夫などにより周辺の景観になじむものとするよう努める。</li> <li>開発の区域内部や周囲に、既存の樹木樹林や他の自然要素を残す区域を積極的に設け、周囲の景観との調和を図るとともに、既存の景観的特性の継承を図るよう努める。</li> <li>開発後及び開発中の地形や地勢及び景観が、地域の景観と不調和である場合には、樹木の保全または植栽などにより、隠ぺいを図るとともに、景観に与える影響を低減するよう努める。</li> </ul>	
土地の開墾、土砂の採取、鉱物の採掘、その他の土地の形質の変更	<p>（開発行為に対する基準に加え、以下の基準を適用する。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>農道・耕作道は、整備する素材や設置場所、規模など、地域の景観に配慮したものとする。</li> <li>石垣の新設・修復にあたっては、工法、素材などを地域の伝統や歴史に配慮するよう努める。</li> <li>棚田の耕作形態を変更しないよう努める。</li> <li>信仰に関わる施設（石造物、建造物等）の保存を行うこと。</li> </ul>	
木竹の伐採または植栽	<ul style="list-style-type: none"> <li>伐採跡地の森林の適切な回復、育成を行い、土砂災害の防備及び生態系の保全に努める。</li> <li>植栽にあたっては、現状の植生区分に従うよう努める。</li> <li>地形の改変を行わないように配慮した森林施業に努める。</li> </ul>	
水面の埋立て	<ul style="list-style-type: none"> <li>現状の水利システムの維持を第一に考え、適切な維持管理・補修を行いつつ現状地形の保存を図ること。</li> </ul>	